様式３

　　　　　　　　　　共同企業体協定書

（目的）

第１条　当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

　一　豊前市立豊前北小学校及び豊前中央小学校整備事業設計業務（以下「対象業務」という。）

　二　前号に附帯する事業

（名称）

第２条　当共同企業体は、　　　　　共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　当企業体は、事務所を　　　　　　　　に置く。

（成立及び解散の時期）

第４条　当企業体は、令和　　年　　月　　日に成立し、対象業務の委託契約の履行後３か月を経過するまでの間は、解散することができない。

２　当企業体は、対象業務を受託することができなかったときは、前項の規定にかかわらず、対象業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第５条　当企業体の構成員は、次のとおりとする。

　所　 在 　地

　商号又は名称

　所 　在　 地

　商号又は名称

（代表者の名称）

第６条　当企業体は、　　　　　　　　　　を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　当企業体の代表者は、対象業務の履行に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって業務委託料（前払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合等）

第８条　各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、対象業務について、発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資割合は変わらないものとする。

 商号又は名称　　　　　　　　　　　　　　　　○○％

 商号又は名称　　　　　　　　　　　　　　　　○○％

２　金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第９条　当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、対象業務の履行に当たるものとする。

（構成員の責任）

第１０条　各構成員は、対象業務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第１１条　当企業体の取引金融機関は、　　　　　　　　　　とし、当企業体の名称を冠した代表者名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

（決算）

第１２条　当企業体は、対象業務の委託契約の履行後、対象業務について決算するものとする。

（利益金の配当割合）

第１３条　決算の結果、利益金を生じた場合は、第８条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

（欠損金の負担割合）

第１４条　決算の結果、欠損金を生じた場合は、第８条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第１５条　本協定に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

（業務途中における構成員の脱退に対する措置）

第１６条　構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、対象業務を完了するまでは脱退することができない。

２　構成員のうち、業務途中において前項の規定により脱退したものがある場合においては、残存構成員が共同連帯して対象業務を完了するものとする。

３　第１項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第８条に規定する割合に加えた割合とする。

４　脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果、欠損金を生じた場合は、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

５　決算の結果、利益金を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

（業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置）

第１７条　構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、前条第２項から第５項までの規定を準用するものとする。

（解散後の瑕疵担保責任）

第１８条　当企業体が解散した後においても、対象業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第１９条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

　　　　　　　　　及び　　　　　　　　は、上記のとおり　　　　　　　　共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書　　通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するほか発注者に１通提出するものとする。

　　令和　年　月　日

　　　　　 　所在地

代表構成員　商号又は名称

　　　　　　代表者氏名 　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　所在地

構　成　員　商号又は名称

　　　　　　代表者氏名 　　　　　　　　　　　　印